

# 共済年金の 今後の見通しと 備え



岡崎 謙二  
株式会社FPコンサルティング  
代表取締役

【おかざき けんじ】関西大学卒業後、大手金融機関を経て平成12年に独立系FP会社を設立。公務員団体でのセミナーはこれまで100団体以上、FP相談は2,000件以上と実績豊富。身内が公務員であり、公務員こそファイナンシャルプランナーが必要と考え、日本で初めての公務員に特化したファイナンシャルプランナーとして、全国の官公庁、自衛隊、自治体、教職員団体、警察などに、セミナー講師やFP相談などできめ細かいサービスを提供している。各種セミナー講師、執筆など精力的に活躍中。著書に『給与削減・退職金削減に備えた公務員のためのお金の貯め方・守り方』（パプラポ、2013）がある。

はじめまして。ファイナンシャルプランナーの岡崎と申します。ご承知の通り、公務員の給料は平成19年を除いて上昇しておらず、退職金は大幅削減、共済年金も厚生年金と統合予定等、公務員を取り巻く環境は非常に厳しくなりました。これまでは定年後の備えなどあまり考えなくても何とかやっていきましたが、これからの時代はしっかりと将来を考えていく必要があります。

そこで、今回から4回にわたり「40代から始める定年後の備え」というテーマで、定年に向けて皆様のお役に立つ情報を提供させていただきますと思います。

私は、たまたま身内がほとんど公務員で、身近に公務員に接していたことから、公務員にこそファイナンシャルプランナーが必要だと思い、10年前に「日本初の公務員に特化したファイナンシャルプランナー」として活動を始めました。年間300件以上公務

員の皆さんから相談を受けており、それらの相談内容も含めて、定年前の備えについてお伝えします。

シリーズ1回目は定年後の収入の大きな割合を占める「年金」について、その仕組みや今後の見通しなどをお伝えします。

## 公的年金の始まりは共済年金!?

公的年金の種類は職業により異なる3種類の「国民年金」「厚生年金」「共済年金」です。なぜこのように職業で公的年金が異なるのでしょうか。それは【図表1】にあるように、年金の歴史を見ればよくわかります。

年金の始まりは明治8年、軍人恩給にさかのぼります。軍人やその家族の慰労として年金が始まったのです。その後、明治17年に文官（行政職など）の恩給制度が発足し、大正12年には恩給制度が一本化、昭和

34年に共済年金と名称が変更されました。

一方で、厚生年金は戦争真っ只中の昭和17年、労働者年金として始まり、昭和19年に今の厚生年金となりました。その後、国民全員に年金が必要ということから、昭和36年に国民年金が創設され、国民の誰もが年金に加入する「国民皆年金」となりました。職業により共済年金、厚生年金、国民年金と異なるのは各年金の発足時期が異なるからです。このように年金の歴史を見ると、職業により公的年金が異なる理由がよくわかります。年金の始まりは軍人恩給をルーツとした共済年金なのです。

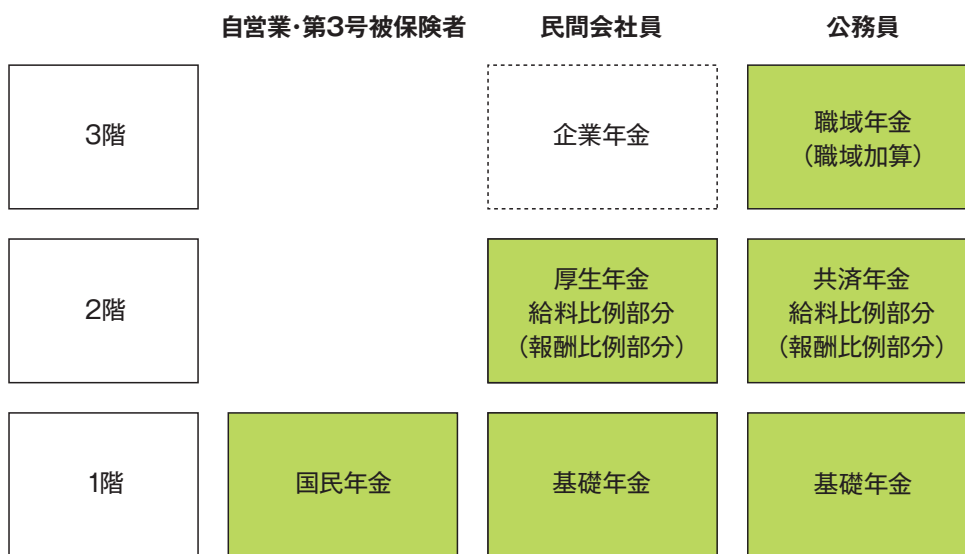
## 公的年金の仕組み

年金は3階建と言われています。【図表2】をご覧ください。1階部分は国民の誰もが共通して加入しています。自営業や第3号被保険者（会社員・公務員に扶養され

図表1 年金の歴史

1875年(明治8年)	軍人恩給制度	陸軍・海軍についての恩給制度発足。
1884年(明治17年)	文官恩給制度	軍人以外の文官等に恩給制度を発足。
1923年(大正12年)	恩給法	公務員対象の別々に作られた恩給制度を一本化。
1942年(昭和17年)	労働者年金保険	民間労働者を対象とする最初の年金制度が発足。
1944年(昭和19年)	厚生年金保険に改称	労働者年金保険の対象が一般事務職や女子にも拡大される。
1961年(昭和36年)	国民年金法	自営業や農林水産業従事者等の被用者年金に加入していない人を対象とした年金制度として発足。国民皆年金の基盤。

図表2 年金の仕組み



ている配偶者)は国民年金として40年間保険料を納めると年金年額77万2800円(平成26年4月)です。会社員、公務員も40年間払えば、年金年額77万2800円となります。なお、第3号被保険者は国民年金保険料を自分で納付する必要はありません。

次に2階部分です。民間会社勤務の会社員は厚生年金、公務員は共済年金ですが、

2階部分は「給料比例部分(報酬比例部分)」という名称で、年収や勤続年数により年金額が異なります。

3階部分については、厚生年金には企業年金があります。しかし企業年金は大手企業や団体に所属している人にはあるのですが、中小零細企業にはほとんどありませんから、厚生年金加入者なら誰でも支給される年金ではありません。一方、共済年金は公務員

なら誰でも3階部分が支給されます。この共済年金の3階部分は職域年金(職域加算)と呼ばれています。

**共済年金の仕組みと支給開始年齢、支給額**

公的年金の大まかな仕組みがわかったところで、年金はいつから支給され、支給額はいくらになるのでしょうか。

まず、いつから支給されるかについては、生年月日によって異なります。次ページの【図表3】をご覧ください。既に定年退職した人は60歳から年金が支給されていますが、徐々に支給開始年齢が遅くなり、昭和36年4月2日以降生まれの人は支給開始年齢が65歳です(ただし、特定警察職員等は除く)。

この表を見て、厚生年金をよく知る人は違和感を感じるのではないのでしょうか。厚生年金は男女によって支給開始年齢が異なる(女性は男性より5歳遅れ)のに対し、共済年金は男女の区別がありません。

また、厚生年金は年金の名称が「老齢厚生年金」であるのに対し、共済年金は「退職共済年金」です。やはりこれらの違いは年金発足の時期がそれぞれ異なるからでしょう。

では次に、気になる支給額を見てみましょう。年収と勤続年数によって計算されるため、実際の年金額は人それぞれに違ってきます。例えば、定年まで約40年間にわたる標準的な給与額で勤務したとすると、給料比例部分(報酬比例部分)が年間150

図表3 退職共済年金

特例による退職共済年金

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和16年4月1日以前生まれ	給料比例部分					退職共済年金
	定額年金部分					老齢基礎年金
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	給料比例部分					退職共済年金
		定額年金部分				老齢基礎年金
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	給料比例部分					退職共済年金
		定額年金部分				老齢基礎年金
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	給料比例部分					退職共済年金
		定額年金部分				老齢基礎年金
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	給料比例部分					退職共済年金
		定額年金部分				老齢基礎年金
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	給料比例部分					退職共済年金
						老齢基礎年金
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	給料比例部分					退職共済年金
						老齢基礎年金
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	給料比例部分					退職共済年金
						老齢基礎年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	給料比例部分					退職共済年金
						老齢基礎年金
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	給料比例部分					退職共済年金
						老齢基礎年金
昭和36年4月2日生まれ以降	給料比例部分					退職共済年金
						老齢基礎年金

万円で160万円程ですから、基礎年金を合わせて230万円～240万円程となります。

民間の会社員と公務員が、同じ勤続年数

で同じ年収であったならば、公務員のほうが年間およそ20万円ほど年金が高くなります。これは公務員には職域年金があるからです。公務員の年金は優遇されていると

2007年ごろに国民から批判され、この職域年金は廃止の方向にありました。その後、被用者年金の二元化（厚生年金、共済年金を一緒にする）により職域年金は廃止され、平成27年10月以降は経過分の支給となり、公務員版3階部分として年金払い退職給付が新設されます。

今後の年金改正と見通し

厚生年金と共済年金を比較すると、共済年金は軍人恩給の流れを汲んでいるため厚生年金より何かと手厚くなっています。

具体的に共済年金の主な優位点を表に示しました。【図表4】の通り共済年金のほうが優位ですが、平成27年10月からは職域年金が廃止されたり共済年金の優位性がなくなる予定です。

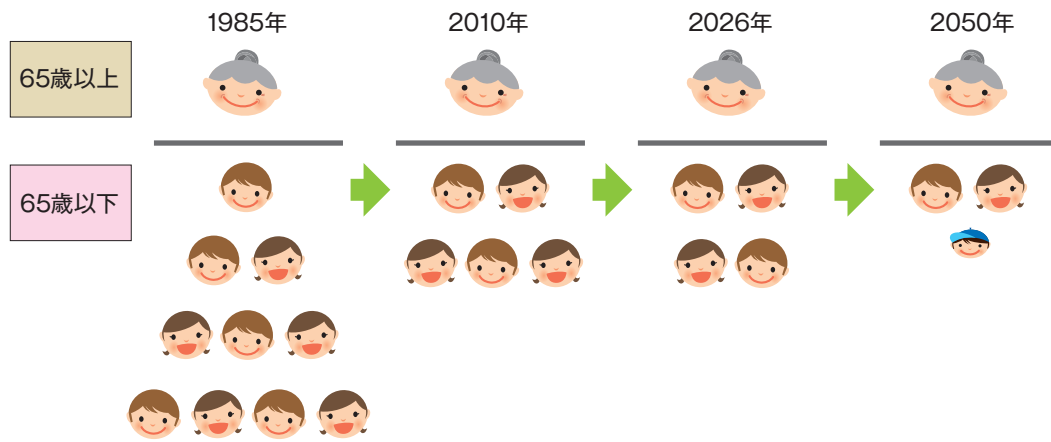
共済年金に限らず厚生年金と国民年金にも言えることですが、【図表5】にある通り、今後の少子高齢化に伴い保険料を支払う人に対して年金を貰う人の割合が今以上に多くなるので、保険料（掛金）が増加し年金額が減少するのは間違いないでしょう。そのため消費税が増税される方向ですし、年金支給開始年齢を65歳から67歳もしくは68歳に引き上げる動きもあります。また、共済年金も厚生年金も国民年金も保険料は上がっています。

厚生年金と共済年金に関しては2018年までに加入者負担の保険料（掛金）が毎年9月に0・177%上がります。とは言

図表4 厚生年金と共済年金の比較

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限無し（私学共済を除く）
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 （注：今年3月に提出した年金改正法案（年金機能強化法案）で、甥姪など3親等内の親族にも拡大）	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）、又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止。 ・65歳以降は（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止なし。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 ・（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止。 ・3階部分は支給停止。 ○退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合 ・（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。 （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。）	○先順位者が失権した場合、次順位に支給される。 （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。）
⑥中高齢寡婦加算の加算要件	○夫の死亡時に40歳以上65歳未満で遺族基礎年金が支給されない妻 または 遺族基礎年金が支給される妻で、遺族基礎年金が支給されなくなった時に40歳以上65歳未満の妻	○夫の死亡時に65歳未満の妻 （妻が40歳未満の場合、40歳到達まで加算額を支給停止）。

図表5 人口に占める高齢者の割合



つても、この共済掛金は給与天引きで、毎年0・177%と微増ですから掛金増加に気づきにくいかもしれません。しかし、社会保険料合計が前年と比較してどれくらい増えているか確認することは家計を考える上でも重要です。今後の年金の動向を知るためにも、所属の共済組合から送付されて

くる案内などは注視しておきましょう。

**民間企業に勤務した場合の注意点**

最近では民間会社員から公務員になる方や公務員から民間会社員になる人も増えてきましたので、ここで民間企業に勤務経験がある人の共済年金に関する注意点を伝えたいです。これは実際の相談事例です。

県庁勤務のAさんは定年退職を来年に控え、退職金運用や年金のことで相談に來られました。年金に関して支給額等は共済組合に聞けばわかるためAさんに共済組合に問合せされたかどうかを尋ねると、共済組合の年金担当者もよくわからなかったという返事でした。担当者がわからない内容とはよほど難しい内容なのかと思いましたが、Aさんの話をよく聞いてみるととても簡単なことでした。

実はAさんは県庁職員になる前は民間企業で5年ほど働いており、会社員から公務員になったそうです。そうすると県庁勤務の期間は共済年金ですが、会社員として働いていた期間は共済年金ではなく厚生年金になります。共済年金については共済組合で教えてくれますが、厚生年金は社会保険事務所でないといけません。年金請求も共済組合と社会保険事務所の両方にしなければならぬのです。

また、公務員から民間企業へ転職したり再就職したりする人も、Aさんのように、共済組合と社会保険事務所の両方に請求が

図表6 税制適格特約付個人年金保険料を年間8万円以上支払った場合の税軽減額早見表

【給与所得者／独身の場合】

年間収入金額 (円)	軽減される税金額		
	所得税 (円)	住民税 (円)	税軽減額合計 (円)
300万	2,042	2,800	4,842
400万	2,042	2,800	4,842
500万	4,084	2,800	6,884
700万	8,168	2,800	10,968

必要です。このように複雑なもの、職業によつて公的年金が異なることに起因します。民間企業に勤務したことがある、もしくはこれから民間企業に就職する人は注意が必要ですよ。

### 私的年金のつくり方

共済年金はじめ国民年金、厚生年金の財政が厳しくなるのは間違いないでしょうから、これからの時代はやはり自分自身で年金をつくっていくことが大切です。では、年金をつくるにはどのような方法がよいのでしょうか？

まず第一に活用したいのが、保険会社や各公務員団体にあつた個人年金です。中でも「税制適格特約付個人年金保険」がお勧めです。税制適格特約付個人年金保険は、一定の条件を満たせば個人年金保険料控除の対象となり、税金の優遇があります。税金の優遇とは、所得税と住民税に対する所得控除により税金が安くなることです。

例えば、個人年金保険料控除を受けていなかった人が、今年から月額1万円の年金に加入したとすると、税額の軽減効果は【図表6】の通りとなります。所得税は年末調整の際に源泉徴収額を精算し、住民税は翌年の徴収額から減額されます。例えばあなたが年収500万円ならば、所得税・住民税合わせて6884円の節税効果になります。年間12万円の掛金に對して、6884円の節税ということは年利5・73%（単利）で運用することと同じ効果があります。民間の金融機関の積立定期預金と比較して考えると、破格の運用利率だとわかります。

このように税制上有利な理由は、セカンドライフの生活資金対策として国が個人年金保険料控除という形で契約を促進させようとしているからです。税制適格特約付個人年金保険は、支払った掛金の総額以上を年金として受け取ることができます。これに節税効果を加味すると、それを超える運用商品を探するのは困難ですし、元本が確保されているものとなるとこの商品以外には見当たりません。見落としがちな税制適格特約付個人年金保険の税制上の優遇。これを活かさない手はありません。もしまだ活用されていないのであれば、セカンドライフの生活資金のため、また税額軽減のためにも検討されてみてはいかがでしょうか。

また、天引き制度の一つである「財形年金」もお勧めです。「住宅財形」とあわせて貯蓄

残高550万円まで利子等に税金がかからない（保険等の財形商品の場合は払込額385万円までが非課税）です。金融機関の積立定期預金より利率が高い場合が多く、個人年金商品として有利な制度です。財形制度は公務員や一部の企業しか取り入れていないため、これも利用しない手はないですね。

その他、リスクを取ることができるのであれば、積立型投資信託や金投資、不動産投資など多種類の商品がありますが、あなたの将来のセカンドライフの大切な生活資金ですから、まずは確実な商品から取り組んでいきましょう。そして余裕資金ができれば、「貯蓄から投資への時代」ですから、積立投資していくのも一つの方法です。積立投資については次回以降に記載させていただきますので、ぜひご覧ください。

少子高齢化の時代、公的年金はこれからますます厳しくなるのは確実です。だからこそ、まずは公的年金の仕組みと支給される金額等をきちんと把握して、セカンドライフを自ら設計し、老後資金が不足するのであれば、今のうちから自分年金を構築していくことが欠かせません。40代から始めれば定年退職まで20年ほどあります。まだまだ先のように感じる定年退職ですが、意外とあつたという間にやってくるものです。早いうちから定年退職後の計画をして、安心して豊かなセカンドライフを送りましょう。

また、天引き制度の一つである「財形年金」もお勧めです。「住宅財形」とあわせて貯蓄